

# 国鉄「分割・民営化」阻止／三里塚二期着工粉碎！

# 第一波の「日鉄法」不当処分者 98名外処分無効で提起

# 動労千葉

86. 5. 3

No. 2231

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）  
(鉄電)一九三五(六・公衆)〇四七二(22)七二〇七

動労千葉は、四月三十日、千葉地裁に対し、第一波闘争での「日鉄法」による不当処分者九八名について、懲戒処分無効確認請求の訴えを起した。これで、第一波闘争に対する不当解雇二十名を含む全被処分者について（戒告一名を除く）提訴が完了し、今後、法廷において、処分のデータラメを暴き、全員の処分撤回に向けた闘いが本格的に開始される。第二波に対する不当処分の発令（解雇を除く）が近々にも予想されており、改めて中曾根・当局への怒りをたぎらせ、分割・民営化一十万人首切り阻止への決意を打ち固めよう。

## 断じて許せぬ不当労働行為

動労千葉が、今回、従来の「日鉄法」処分については法的に争つてはこなかつた例によらず、「日鉄法」による被処分者について提訴にふみ切つたのは、①今回の処分が政治的処分であり、不当労働行為そのものであること。さらに、労働協約を無視した全くデータラメなものであること。

②何よりも、処分が、まだ何らの決定でない「分割・民営化」に向けた選別の材料につかわれるおそれが強いということである。

## 生活と職場を守るためのスト決起

本件提訴の趣旨は、第一に、「公労法」に定められた団体交渉すら無視し、雇用安定協約をも破棄するという中で、一方的に政府・当局の方針をおしつけ、生活をおびやかさんとすることに対し、労働者がストをもつて職場と生活を守ろうとするることは極めて正当な行為である。これに対し、「公労法」第十七条を適用することは違憲。

第二に、「日鉄法」第三一条が予想する職員の行為は、いわゆる「非行」のみに限られるのであり、ストライキは何ら「非行」行為ではない正当防衛行為であり、「日鉄法」適用の余地はない。

弁明・弁護の手続きすら無視した「違法」処分

「61・11ダイ改」＝8万人首切り阻止、第三・四波を準備しよう

当局・権力は、動労千葉のストにより追いつめられたがゆえに凶暴な重処分をかけてきた。われわれの闘いが正しいが故に反動も又、大きいのである。いよいよ本格的段階を迎えた国鉄決戦に勝利するためにも、組織の団結を打ち固め、処分恫喝をはねのけ、「61・11ダイ改」阻止へ、第三波、第四波の闘いを準備しぬこう。

第三に、今回の処分が、国鉄分割・民